

## 防 災情報 (避難指示等とは)について

【問合せ】総合防災課

(田沢湖庁舎) ☎(43)1115

今回、7月の秋田豪雨災害や8月の大雨が続いたことから、市民の皆さまに避難を促す「避難指示等」についてご説明します。

用語の定義をご理解いただくとともに、今後の避難行動の参考にしてください。

### 自主避難と避難指示等

● 自主避難／市からの避難指示等の発令を待つことなく、身に危険が切迫していると個々に感じた時に市民自らが避難所に避難することです。

● 避難指示等／左記のとおり

| 強制力 | 区分          | 内容                                                                                         |
|-----|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 弱い  | 避難準備・高齢者等避難 | 天候の悪化が予想され、今後の避難勧告・避難指示を行う可能性が高いと判断される際、特に避難に時間を要する災害時要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児等)に対して避難を呼びかけるものです。 |
|     | 避難勧告        | 各種の災害発生による人的被害のおそれのある時に市民に対して避難を呼びかけるものであり、関係する世帯が避難の対象となります。発令する区域は、概ね行政区画ごとに発令します。       |
| 強い  | 避難指示(緊急)    | 避難勧告より状況がさらに悪化し、緊急避難を要する時や既に災害を感知し、著しく危険が切迫し、速やかに市民の緊急避難を要すると市が判断した時に行う市の最高行政指示です。         |

**秋田豪雨災害(7月22・23日)の発令概要**  
市は、現地を巡回している消防団からの報告により、土砂災害の危険が迫っている松木内字相内地区の3世帯6人に「**避難指示**」を7月23日の午前5時20分に発令しました。

その後、秋田地方気象台長から今後の大雨に関する特別警報の発令を検討している連絡が入ったため、危険が迫っていること、市民周知を含めて午前7時20分に市内全域10667世帯、27275人に「**避難勧告**」を発令、その後、さらに土砂災害の危険度の高い10地区350世帯861人に避難に関する行政指示でもっとも強い「**避難指示**」を発令し避難を促しました。

### 大雨対応時(8月24・25日)の発令概要

市は、降り続く今後の大雨の影響を踏まえて、危険が予想される市内の土砂災害ハザードマップ内の危険箇所21か所の行政区全体(954世帯2157人)に対して、8月24日午後8時50分に「**避難勧告**」を発令しました。

その後、西木町松木内字松葉の斜面崩落を踏まえて、8月25日午前2時20分に、斜面崩落近くの危険が迫っている住家に限定して「**避難指示**」を発令しました。



旭山神社下法面崩落(8月24日・25日の大雨で崩落)・西木町松木内字松葉

## 農 地転用による農業振興地域除外・編入申請受付のお知らせ

【問合せ】農山村活性化課 (西木庁舎) ☎43-2206

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途(住居、工場、資材置場、駐車場等)に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

- 農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、除外の要件を満たしていることが必要となっています。
- 除外要件／▶ 農用地区域以外に代替できる土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること ▶ 除外によって農地の集団性や、農作業の効率化に支障がないこと ▶ 周辺の担い手等の農用地の利用の集積に支障がないこと ▶ 土地改良施設(農道や水路等)に支障を及ぼさないこと ▶ 土地改良事業を実施中の区域でないこと、実施済みの場合は完了後8年以上経過していること ※除外要件など詳しい内容については、お問い合わせください。
  - 受付期間／9月19日(火)～10月18日(水)

## 空 き家に付属する農地」の取得等に係る下限面積要件緩和について

【問合せ】農業委員会事務局

(西木庁舎) ☎(43)2209

● 下限面積について／農地の売買や贈与・貸し借りをする場合に、農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。

許可基準のひとつに受け手(買い手、受贈者、借人)の許可後の耕作面積(経営面積)が「原則として北海道2ヘクタール、都府県50アール以上になること」という規定があります。これは経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に農地の経営面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

平成21年12月施行の改正農地法により、この下限面積(50アール)が地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合には農業委員会の判断で別段の面積を定めることができるようになりました(農地法第3条第2項第5号)。そして、農林水産省通達(「農業委員会の適正な事務実施について」20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)により、農業委員会は毎年この下限面積について検討することになっていきます。

平成28年5月11日開催の平成28年度第6回仙北市農業委員会総会において、農地法第3条第2項第5号の規定する別段面積について、仙北市内全域の別段の面積を10アールに設定することとし、平成28年5月11日に告示しました。「空き家に付属した農地」の取得等に

### 仙北市空き家に付属した農地取扱いフローチャート

#### 1. 仙北市空き家に付属した農地への指定申請方法

【農地所有者より申請】

- ① 空き家に付属した農地指定申出書(様式第1号)
- ② 仙北市空き家登録情報制度に登録されていることの確認書(様式第2号)

担当  
地方創生・総合戦略室

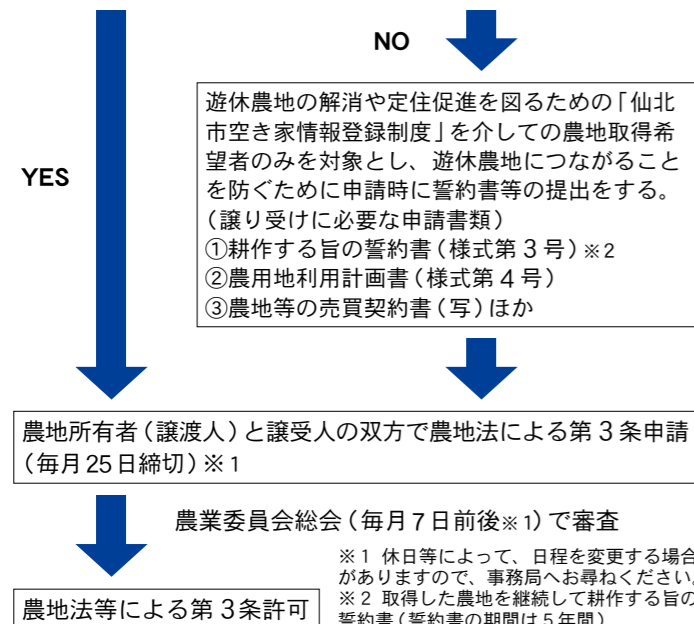


|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 農地指定申出書に基づく調査(現地確認等)      | 担当<br>農業委員会事務局 |
| 農業委員会総会案件(毎月7日前後)※1       |                |
| 空き家に付属した農地の指定(もしくは未指定)の決定 |                |
| 公示(申請者への結果を通知)            |                |
| 地方創生・総合戦略室へ指定(未指定)の結果回答   |                |

#### 2. 農業委員会の農地売買等の申請方法

【農地所有者、農地譲受者双方による申請】

農地の譲受人が下限面積10アールをクリアしている。



係る下限面積要件の緩和について／仙北市農業委員会は8月4日開催の平成29年度第9回仙北市農業委員会総会において、農地法第3条第2項第5号の規定する別段の面積について検討した結果、次のように別段の面積を設定し、8月7日に告示しました。

● 別段の面積を設定する理由／仙北市内において、近年仙北市空き家情報登録制度へ登録する際に、登録者が住宅と近接する農地を含んだ申請をするという事例が多数見受けられ、また利用希望者の中にも農地の付属す

る住宅を希望することも多くなっています。農地の権利取得において農地法第3条による制限がされています。このことから、8月4日開催第9回仙北市農業委員会総会において、「空き家に付属する農地」の取得等に係る下限面積要件緩和について、今後本市への定住促進と地域の活性化、遊休農地の有効利用および解消などに寄与するとの結論を得て、総会において承認され、8月7日に告示しました。

● 別段の面積の適用期日／平成29年8月7日から適用します。

(8月7日以降に開催される仙北市農業委員会総会で適用となります)

● 別段の面積の運用／今後、仙北市内において、「仙北市空き家情報登録制度」に登録された農地については、「空き家に付属した農地」とし、農業委員会が1筆ごとに指定した農地の下限面積について「空き家に付属した農地」に限定した設定面積として1アールとします。

なお、空き家に付属した農地指定申請書などの手続きについては、左記フローチャートを参考にしてください。



